

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 名和田内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 山口県宇部市居能町3丁目1番5号

- (3) 設立認可年月日 平成 12年 8月 7日

- (4) 設立登記年月日 平成 12年 8月 21日

- (5) 役員及び評議員 該当なし

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	名和田内科	3510213691 /	山口県宇部市居能町 3丁目1番5号	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月 19日 令和 6年度決算の決定

令和 8年 4月 30日 令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 名和田内科
所在地 宇部市居能町3丁目1番5号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額 11,944 千円
2. 負 債 額 2,599 千円
3. 純 資 産 額 9,345 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	11,206
B 固 定 資 産	738
C 資 産 合 計 (A + B)	11,944
D 負 債 合 計	2,599
E 純 資 産 (C - D)	9,345

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 名和田内科
所在地 宇部市居能町3丁目1番5号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	11,206	I 流 動 負 債	2,599
II 固 定 資 産	738	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	655		
2 無 形 固 定 資 産	83	負 債 合 計	2,599
3 そ の 他 の 資 産	0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	6,000
		II 積 立 金	3,345
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	9,345
資 産 合 計	11,944	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,944

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 名和田内科
所在地 宇部市居能町3丁目1番5号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	51,443
2 事業費用	61,968
本来業務事業損失	10,525
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	10,525
II 事業外収益	610
III 事業外費用	0
経常損失	9,915
IV 特別利益	1,020
V 特別損失	423
税引前当期純損失	9,318
法人税等	71
当期純損失	9,389

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 名和田内科

理事長 名和田 浩 殿

私は、医療法人社団 名和田内科の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事長からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 1 9 日

医療法人社団 名和田内科

監事 柴田 明子